



# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113  
奈良県葛城市北花内  
281番地22

TEL 0745(69)8282  
FAX 0745(69)7377  
自宅 0745(69)2174

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	・
金	2	16	・
土	3	17	・
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

## 2月の税務と労務

- 国 税** / 平成18年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日  
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月13日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月28日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 2月28日
- 地方税** / 固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

### ワンポイント 推定相続人

被相続人が死亡すれば、最優先順位者として相続することが予定される法定相続人のこと。配偶者は常に推定相続人となり、血族関係では第1順位が子、第2順位が直系尊属(父母、祖父母、養父母等)、第3順位が兄弟姉妹であるため、最優先順位者である子が推定相続人となります。

# 問題点

融資が見送られる会社の  
国民生活金融公庫（以下、国金）の業務報告書（平成十七年四月から平成十八年三月分）によると、一件あたりの貸付金額が五〇〇万円以下の融資が、融資全体の約六割を占めています。

では、五〇〇万円以下の貸付を国金の融資担当者ほどのように判断しているのでしょうか。推測を交えながら事例を検討することにしていきましょう。

## 一 企業の概要

- 1: 申込人  
M事務機有限会社 代表者・M氏
- 2: 業種および業歴  
文房具・事務機器小売業一二年
- 3: 従業員  
二名
- 4: 申込人の略歴・人柄  
昭和五十年・地元高校卒業後、当社に勤務。当時は（有）Y文

具店。平成六年、当社を買取り経営を引き継ぐ。平成九年、現行の法人名へ社名変更。現在に至る。性格は温厚、誠実であり、計数概念はある。

## 5: 販売先・仕入先

一般個人で現金売り、一部はクレジットカード。仕入先はH商事（株）。仕入条件、末日翌月末払い・手形（一一二〇日）。

## 6: 店舗の面積・機械設備

二五坪、配送車輛二台

以上の1~6が金融機関の審査でいう定性的要因です。

## 二 Mさんの説明

Mさんの説明から融資担当者は、M社の資金需要等について次のようにまとめました。

## 1: 資金の必要性

当事業所は市内ショッピングセンターに入店し、文房具・事務用品の販売をしている。ただし売上の逓減に歯止めがかからず赤字に転落。

今回、支払手形決済の資金繰りがつかず、国金への追加申込

みとなった。現行取引残高は多いが、経営建て直しを考慮しており、本資金が必要である。

## 2: 店舗等の状況

立地条件が良いものの、コンビニとの競合が激しく苦戦。経営の改善に向けて従業員の削減、在庫管理の強化、経費の見直しに取り組んでいる。

## 3: 欠損理由

最近の売上減少の一番の要因は、利益率の低い事業所向けの大型事務機器の取扱い縮小によるものである。

## 三 融資担当者の判断

融資担当者はM社の企業概要やM氏の説明から、どのように判断したのでしょうか。

結論からいいますと、本件の融資は見送られました。また、M社は、当申込みの半年後に倒産しました。

問題点をまとめてみましょう。

## 1: 当社の体質（長期的課題）

当社は、長い商品回転期間（二・七ヶ月＝商品一、〇一四万円）÷月商（三八〇万円）、

標準は一・八ヶ月であり、売れ筋商品を手回していないことから過剰在庫になっている。

また、売上の減少は対前年比マイナス一〇・五%（四、五五四万円÷五、〇八六万円＝八九・五%）になる。抜本的な対策が打ち出せないままになっている。

コンビニに対し、どのような商品構成にするのか、アスクル等の通販業者やメーカー系列の販者に対し事務機器販売の見通し等があまりないである。

## 2: 当社の問題点（短期的課題）

SC協同組合への返済条件変更の申し入れ、できれば二年程度の元金返済の据置き要請や、仕入先への支援の要請、例えば現在の仕入債務を二四回程度の手形ジャンプにしてもらい、以降の仕入については現金仕入の条件とする等に取り組まなければならぬ。

融資担当者は、M氏の明確なビジョンが描かれていない点を問題視したのでしょう。

皆さんは、どう判断されたでしょうか。

表1 M社 資産・負債等

現在の業績	18/4～18/8 売上高1,815万円 粗利益率35%			
過去2期間の業績	17/4～18/3 売上高4,554万円 所得金額 112万円 16/4～17/3 売上高5,086万円 所得金額5万円			
資産・負債	科目	金額	科目	金額
平成18年 3月31日現在	現金・預金 (うち定期性)	191万円 (0)	支払手形	972万円
	受取手形 (割引手形は除く)	0万円	買掛金	269万円
	売掛金	71万円	借入金	4,146万円
	商品(材料)在庫	1,014万円	その他	107万円
	土地建物機械等	796万円	自己資本	987万円
	その他	出資・協力金 2,435万円	(割引手形 廻し手形 0万円 0万円)	
	合計	4,507万円	合計	4,507万円

表2 M社 借入金内訳等

	借入先名	借入額 万円	残高 万円	毎月の 返済額 万円	返済振	長期資金 短期資金	区別	担保・保証人 等条件
	借入金内訳	国 金	500	374	9	良・不可	長期	短期
A銀行		300	181	5	良・不可	長期	短期	不動産・預金・保証協会 保証人・その他( )
B銀行(2口)		700	655	7	良・不可	長期	短期	不動産・預金・保証協会 保証人・その他( )
SC協同組合		3,000	2,210	26	良・不可	長期	短期	不動産・預金・保証協会 保証人・その他( )
代表者		726	726		良・不可	長期	短期	不動産・預金・保証協会 保証人・その他( )
不動産の 明細	区分	名義人	所在地		面積		用途	
	土地・建物	M氏	市 町1-2-3		261.76㎡		住居 工場・店舗・その他( )	
	土地・建物	M氏	市 町1-2-3		175.10㎡		住居 工場・店舗・その他( )	
		担保設定 抵当権：住宅公庫 2,180万円 債務者は(代) 抵当権：国 金 500万円 債務者は(代) 抵当権：SC協同組合 3,000万円 債務者は(代)						



## メインバンクとは

中小企業経営者のYさんが、A銀行をメインバンクと思っている、A銀行側は、Yさんのところのメインバンクとは思っていないという考え方の違いがあります。

自社にとってのメインバンクとは、

- (1) 無担保のプロパー融資（保証協会付きではない）を実行している

Yさんの借入金・内訳

		A銀行	B銀行	C銀行
融資額	プロパー	3,000 (万円)	2,000 (万円)	1,000 (万円)
	保証協会	3,000	1,500	500
担保 (不動産・預金・有価証券)		3,000	1,000	0
預金 (定期預金等固定するもの)		1,000	300	50
- ( + )		1,000	700	950

(注) (マイナス)は、銀行にとってはほとんどリスクがない。

- (2) 長期のプロパー融資を出している  
 (3) 自社の内容を把んでおり、よく支援してくれる  
 (4) 自社の規模に合っている銀行である等から判断します。

さて、Yさんの場合は表のとおりですが、Yさんにとって本当に役立っているのは、A銀行ではなくC銀行、あるいはB銀行でした。

中小企業経営者の皆さんも自社の表を作成し、検討されることをお勧めします。

## 知得 ビジネスローン

ほとんどの都市銀行、地方銀行は「ビジネスローン」の貸出しに積極的です。

人件費等の経費をかけずに決算書をコンピューターで診断し、高めの金利を設定しているので、銀行が儲かるのが積極的に取り組む理由です。

一方、利用者からみますと、2～3日間で貸すか否かが決定され、1週間から10日間位でお金が入る魅力があります。

では、このローンの融資条件は

1. 債務超過でない
2. 経常利益がマイナスでない
3. 税金の滞納がない

この3点をクリアーしていれば、とりあえずコンピューターの診断（土俵）にのることとなります。

あとは、融資額はどれ位にするか、金利は何%にするかですが、各銀行によりバラツキがあるのもこのローンの特徴といえるでしょう。

### 納得

### 担保条件

中小企業金融公庫（中金）のA支店長は、経営者との会合で質問される中金の担保条件に関して次のように説明しています。

民間金融機関の担保評価と異なるのは、中金は時価評価額で把えるのに対し、民間金融機関は担保掛け目を採用している。また、機械等動産についても担保としての価値を認めている。中金の特別貸付けは、政策性

が高い融資なので、一定の要件を満たす場合は、担保の免除が受けられる。この一定の要件であるが、中金と従来の取引がある中小企業に対して、中金の採用している信用格付けで、要注意先以上の場合、金利上乘せ（五%位）で融資を実行する。二年前より信用格付けの導入をしており、担保不足・無担保融資に取り組んで模索中である。